

札幌市事務取扱規程

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 文書の収受（第9条・第10条）

第3章 事務の処理

第1節 事務（第11条—第24条の2）

第2節 条例、規則、告示及び訓令文書の事務（第25条—第27条）

第4章 公文書の発送（第28条—第30条）

第5章 公文書の管理（第31条—第44条）

第6章 補則（第45条—第47条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、札幌市公文書管理規則（平成25年規則第4号。以下「規則」という。）その他の規程に定めがあるものを除くほか、市長の権限に属する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 公文書 規則第2条第1号に規定する公文書をいう。
- （2） 局 札幌市事務分掌条例（昭和46年条例第40号）第1条に規定する局、会計室、区及びこれらに準ずるものをいう。
- （3） 部 札幌市事務分掌規則（昭和47年規則第23号。以下「市規則」という。）第2条第3項の部及び市規則別表3に規定する部に準ずる所並びに札幌市区事務分掌規則（昭和47年規則第24号。以下「区規則」という。）別表1に規定する部並びにこれらに準ずるものをいう。
- （4） 課 市規則別表1から別表3まで及び区規則別表1から別表3までに規定する課及びこれに準ずるもの並びにこれらに準ずるものをいう。

- (5) 係 札幌市係等設置規程（昭和47年訓令第8号）別表に規定する係等及びこれに準ずるものをいう。
- (6) 局長 局の長及びこれに準ずる者をいう。
- (7) 部長 部の長及びこれに準ずる者をいう。
- (8) 課長 課の長及びこれに準ずる者をいう。
- (9) 係長 係の長及びこれに準ずる者をいう。
- (10) 文書主管課長 規則第3条第1項に規定する文書主管課長をいう。
- (11) 文書管理責任者 規則第3条第2項に規定する文書管理責任者をいう。
- (12) 主任 規則第3条第3項に規定する文書主任をいう。
- (13) 副主任 規則第3条第3項に規定する文書副主任をいう。
- (14) 補助員 規則第3条第3項に規定する文書補助員をいう。
- (15) ネットワークシステム 札幌市インターネット接続系又は札幌市イントラネット上で用いるシステムをいう。
- (16) 文書管理システム ネットワークシステムのうち、公文書の収受、作成、回議、決裁、保存、廃棄その他の管理に関する事務を電子情報処理組織により処理するためのシステムであって、総務局総務課長が所管するものをいう。
- (17) 簿冊 札幌市公文書管理条例（平成24年条例第31号）第5条第1項に規定する簿冊をいう。
- (18) 簿冊等 札幌市公文書管理条例第5条第2項に規定する簿冊等をいう。

（文書件名簿等）

第3条 各課に文書件名簿（第1号様式）を置く。

2 前項のほか、文書管理責任者において必要と認めるときは、文書取扱いに関する帳簿を設けることができる。

第4条 前条第1項に規定するもののほか、秘書課に第1号に定める帳簿を、各部庶務担当課（会計室にあっては、会計管理課）に第2号に定める帳簿を置く。

- (1) 寄附受理台帳（第2号様式）
- (2) 寄附受理簿（第3号様式）

第5条 第3条第1項に規定するもののほか、総務局総務課に特殊文書収配簿（第4号様式）を、法制課に令達番号簿（第7号様式）を、総務企画課に特殊文書収配簿及び令達番号簿を置く。

（公文書の記号及び番号）

第6条 各課において文書件名簿に登載する公文書には、記号及び番号を付さなければならない。

- 2 公文書の記号は、別に定めるもののほか、札幌市の各課の頭文字を用い、親展文書については、その前に秘の1字を更に加えるものとする。
- 3 公文書の番号は、4月1日から翌年3月31日まで一連番号によるものとする。この場合、同一事案に係る公文書については、その事案の完結するまで同一の番号を用いることができる。

第7条 寄附の申出に対してそれを受理する旨の通知をする場合は、4月1日から翌年3月31日まで一連番号を付して、寄附受理簿に登載の上、これを発送するものとする。

第8条 次に掲げる公文書は、主務課において、記号及び番号を付さなければならない。

- (1) 許可 申請又は願に対して許可を与えるもの
 - (2) 認可 申請又は願に対して認可を与えるもの
 - (3) 承認 申請又は願に対して承認を与えるもの
 - (4) 免除 申請又は願に対して使用料又は手数料を減額し、又は免除するもの
- 2 前項の公文書の記号は、別に定めるもののほか、札幌市の頭文字（区で発する場合は、これに区名を付する。）と許可、認可、承認又は免除の内容による区分文字を用いる。
 - 3 第1項の公文書の番号は、前項の記号ごとに4月1日から翌年3月31日まで一連番号によるものとする。ただし、これによることが著しく不適當であると文書管理責任者が認めるときは、暦年による一連番号とすることができる。

第2章 文書の收受

(文書の收受)

第9条 本庁に到達した文書は総務局総務課が、区役所に到達した文書は総務企画課が、その他の庁舎に到達した文書は主務課が、それぞれ收受し、本庁又は区役所に到達した文書は、次に掲げるところにより取り扱わなければならない。ただし、郵便によらずに本庁又は区役所に到達した文書は、主務課において直接收受することができる。

- (1) 收受文書（閉披のままで主務課の明らかな普通文書（親展及び入札書の表記のあるものを含む。次号において同じ。））、書留文書及び電報を除く。）は、全てこれを開披し、封皮のあるものにあつては封皮に、封皮のないものにあつては文書の欄外に、市受付印（第1号図）を押さなければならない。ただし、戸籍の届等の書類で封皮のないものには、市受付印を押してはならない。
- (2) 普通文書及び電報は、收受後直接主務課に配付する。
- (3) 書留文書は、特殊文書収配簿（以下「収配簿」という。）に登載の上、主務課に配付する。
- (4) 開披した文書で現金、金券又はこれらに類するもの（以下「金品」という。）を添付した

文書は、その封皮に金品添付の旨を記入し、収配簿に登載の上、主務課に配付する。

- (5) 訴訟及び不服申立てその他収受の日時が権利の得喪に関する文書は、第1号によるほか、収配簿に到達時刻等を登載の上、その封皮のあるものは、これを添付し、主務課に配付する。

(文書の配付)

第10条 前条の規定により文書を配付する場合において、当該文書が2以上の課に関連するときは、その関係の最も深い課に配付しなければならない。

- 2 配付を受けた文書で当該配付を受けた課の主管に属しないと認められるものは、速やかに本庁にあっては総務局総務課に、区役所にあっては総務企画課に、それぞれ返付するものとし、各課において相互に授受してはならない。
- 3 前2項の場合において、主務課を定め難いときは、文書主管課長の定めるところによる。

第3章 事務の処理

第1節 事務

(公文書の受付)

第11条 第9条の規定により配付を受け、又は直接収受した文書のうち公文書については、文書件名簿に登載するとともに、文書管理責任者の閲覧に供さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、主任が軽易なものと認めた公文書については、文書件名簿に登載しないことができる。
- 3 公文書の処理期限は、特に指定のあるものについては、その指定期限内とし、指定のないものについては、調査等のためその処理に日時を要するもの等特にやむを得ないものを除き、1週間以内とする。
- 4 前項の場合において、当該公文書が速やかに上司の閲覧に供さなければならないと認めるものであるとき、又は調査等のため特に日時を要するものであるときは、速やかに上司に供覧しなければならない。この場合において、当該公文書が紙の公文書であるときは、その原本又は写しに「一応供覧」と記載して供覧することとし、重要な公文書で上司の指揮により処理する必要があるものであるときは、自ら報告してその指揮を受けなければならない。

(起案文書の作成及び回議)

第12条 規則第6条第2項本文の規定による事案の決定は、次に掲げるところにより起案文書を作成し、及び回議し、これに決裁を受けることにより行わなければならない。ただし、事案の性質上その他の理由から特に起案文書を作成する必要がないと認められるときは、案その他の作成した公文書の余白に必要事項を記載して、及び回議し、これに決裁を受けることにより行うことが

できる。

- (1) 件名、起案者氏名及び起案年月日を明記すること。
- (2) 事案の重要なものは、立案の趣旨を前議として摘記すること。
- (3) 立案の経過を知りやすくするため、参考として関係書類又は法規を添付すること。
- (4) 文章は簡単平易に、定められた文体で文字は正確に記入しなければならない。
- (5) 回議は、電子情報処理組織を利用して電子文書の回議を行う機能を有するシステム（以下「電子決裁システム」という。）により行うこと。ただし、事案の性質等によりこれによることが適当でない場合は、この限りでない。
- (6) 回議中の起案文書を加除訂正するときは、当該起案文書に訂正者名を記録し、特に重要な加除訂正については、その理由を記録すること。

2 前項の回議は、特別の定めのあるものを除くほか、主務の係長、課長、部長、局長及び副市長を経て、市長まで行わなければならない。ただし、会計管理者所管の事務に係る事案の決定については、この限りでない。

3 第1項の規定は、規則第6条第3項本文の規定による事案の報告及び同条第4項の規定により事後に公文書を作成する場合について準用する。

（決裁区分等）

第13条 起案文書には、次の各号に掲げる決裁区分に応じ、当該各号に定める表示を記載しなければならない。

- (1) 市長の決裁を受けるもの 市長
- (2) 副市長の決裁を受けるもの 副市長
- (3) 局長の決裁を受けるもの 局
- (4) 部長の決裁を受けるもの 部
- (5) 課長の決裁を受けるもの 課
- (6) 係長の決裁を受けるもの 係

第14条 次の各号に掲げる起案文書には、当該各号に定める表示を記載しなければならない。

- (1) 議会に提出するものに係る起案文書 議案
- (2) 注意を要する起案文書 重要
- (3) 急を要する起案文書 至急
- (4) 機密文書又は親展文書の起案文書 秘

（起案文書の説明等）

第15条 次に掲げる起案文書の回議を行うときは、起案者が自ら回議先に対して回議がなされていることを連絡し、必要に応じて事案の内容を説明しなければならない。

(1) 注意を要する起案文書のうち特に重要又は異例なもの

(2) 急を要する起案文書のうち特に急を要するもの

2 機密文書又は親展文書の起案文書の回議を紙により行うときは、封筒に収める等当該起案文書に関する情報の漏えいが生じない方法で提出し、特に慎重な取扱いを要するものについては、起案者が自ら携行しなければならない。

(軽易事項等の処理)

第16条 軽易な、又は定例的な事項については、例文を定め、又は帳簿その他適当な用紙に記載して処理することができる。

第17条 訂正を命ずるもの又は軽易な事案の回答で照会文書を保存する必要がないものは、付箋用紙により処理することができる。

(合議)

第18条 他局部課に関連する事案は、その内容につき、それぞれの事務を掌理する課長に合議しなければならない。

2 前項の規定による合議は、ネットワークシステムにより行うものとする。ただし、事案の性質等によりこれによることが適当でない場合は、ネットワークシステムによらない文書、電話又は口頭により行うことができる。

3 起案文書による合議の順序は、その事案に関し、関連の深い局部課の課長から順次行うものとする。ただし、電子決裁システムにより合議を行う場合にあっては、関連する全ての局部課の課長に同時に合議を行うことができるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、第23条の規定による合議は、最後に行うものとする。

5 合議を受けた課長は、必要に応じ起案者等に協議の上、その事案を直ちに処理するよう努めるものとする。

6 合議中の起案文書を加除訂正するときは、当該起案文書に訂正者名を記録し、特に重要な加除訂正については、その理由を記録しなければならない。

第19条 合議事案の内容が、緊急処理を要するため合議のいとまのない場合、又は単に供覧にとどめる主旨のものである場合は、決裁後直ちに連絡し、又は回覧するものとする。

(代決、引上げ決裁及び後閲)

第20条 回議中の起案文書で上司不在等のため代決をした場合又は部下不在等のため引上げ決裁を

した場合は、軽易な、又は定例的なものを除き、代決又は引上げ決裁をした者において「後関」と記録し、起案者は当該不在等の上司又は部下に対して、その起案文書を後関に供さなければならない。係長又は担当係長が不在等のため副主幹又は主査が処理した場合も、同様とする。

(起案文書の取扱い)

第21条 回議を受けた起案文書は、直ちに処理するよう努めなければならない。

- 2 既決の起案文書は、直ちに所定のところへ回議し、又は返戻するものとする。
- 3 起案者は、起案文書の行方に留意し、常にその処理状況を把握しなければならない。

(合議先への連絡)

第22条 重要な合議事案に関わる原案につき、これを上司の命により変更又は廃止をした場合及び決裁を受けた場合には、直ちにその旨を合議先に連絡しなければならない。

(総務局長への合議)

第23条 次に掲げる案に関する起案文書は、法制課の係長のうちから事案に応じて法制課長が指定する者、法制課長、行政部長及び総務局長に合議しなければならない。

- (1) 条例、規則及び訓令の案
- (2) 議会に提出する文書等（別に定めるものに限る。）の案
- (3) 訴訟等に関する案
- (4) その他市政に重大な影響を及ぼすと認められる法令又は例規の解釈又は適用の方法に関する案及びこれに準ずるものであって、総務局長が適当と認めるもの

(決裁日)

第24条 決裁が終了した起案文書は、決裁者（紙の起案文書の場合にあつては、起案者）において決裁年月日を記録しなければならない。

(決裁終了後の起案文書の加除訂正)

第24条の2 決裁が終了した起案文書の加除訂正は、再度決裁を受けなければ、これを行うことができない。ただし、起案文書の回議を紙により行った場合で、計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りを加除訂正するときで、文書管理責任者の承認を得たときにあつては、この限りでない。

- 2 文書管理責任者は、前項ただし書の承認をした場合には、加除訂正した箇所に認印を押し、又は署名するものとする。

第2節 条例、規則、告示及び訓令文書の事務

(公布伺)

第25条 条例案が議決されたとき、又は規則案の決裁を受けたときは、速やかに当該条例又は規則の公布について発議するための起案文書（以下「公布伺」という。）を作成し、主管課長の決裁を得た後、法制課の係長のうちから事案に応じて法制課長が指定する者及び法制課長に合議し、次に市長の決裁及び署名を受けなければならない。

（令達番号簿への登載）

第26条 次に掲げる公文書は、法制課（第3号に掲げる公文書で区長名のものにあつては、総務企画課）において、各種類ごとに毎年1月から12月まで一連番号を付して令達番号簿に登載しなければならない。

- （1） 条例 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて条例とするもの
- （2） 規則 地方自治法に基づいて規則とするもの
- （3） 告示 一般又は一部に告示するもの
- （4） 訓令 各局等又はその長に対して命令通達するもの

（公告等）

第27条 令達番号簿に登載した条例、規則及び告示は、札幌市公告式条例（昭和25年条例第34号）により公告しなければならない。この場合において、公告に用いる公文書は、公布伺（告示にあつては、告示案）と同一内容のものに市長印（告示にあつては、市長印又は区長印）を押印した公文書によるものとし、その掲示期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- （1） 条例及び規則 公布の日から起算して5日目まで
- （2） 告示 公布の日から起算して5日目まで。ただし、法令に別段の定めがある場合は、その期間とする。

2 令達番号簿に登載した訓令は、訓令先に公文書で通知しなければならない。ただし、軽易なものについては、口頭で伝達することができる。

3 第1項の規定により公告した条例及び規則の公布伺は、当該公告後直ちに法制課に引き継がなければならない。

第4章 公文書の発送

（公文書の発送）

第28条 発送を要する公文書は、主務課において浄書校合し、軽易なものを除き文書件名簿に登載の上、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手続を執るものとする。

- （1） 郵送する公文書 必要な包装をし、これに局部課名を明記して主任が取りまとめ、本庁に

あつては総務局総務課に、区役所にあつては総務企画課に、その他の庁舎にあつては当該庁舎の公文書の発送を担当する課（以下この号及び次号において「発送担当課」という。）に回送し、回送を受けた総務局総務課、総務企画課又は発送担当課がそれぞれ発送すること。

(2) 庁内における公文書 本庁にあつては総務局総務課で、区役所にあつては総務企画課で、その他の庁舎にあつては発送担当課で、それぞれ配付すること。

2 前項の規定にかかわらず、文書管理責任者が必要があると認めるときは、当該課において直接発送することができる。この場合において、第30条の規定により総務局総務課長が指定した公文書以外のものは、ネットワークシステムを利用して発送することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、軽易な庁内の照会等は、やむを得ない場合のほかは、書面又は文書管理システムによる発送文書の往復を避け、他のネットワークシステム、電話又は口頭により行うものとする。

4 電報の発信は、各課が行うものとする。

第29条 発送する公文書は、市長名を用いるものとする。ただし、軽易な内容のもの若しくは庁内を往復するもの又はこれらに類するものにあつては、市役所名若しくは区役所名又は副市長名、局長名、部長名若しくは課長名を用いることができる。

第30条 発送する公文書のうち総務局総務課長が指定したものは、公印を押さなければならない。

第5章 公文書の管理

(簿冊への編さん)

第31条 規則第7条の規定に基づき公文書を簿冊にまとめるときは、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 会計年度ごとに相互に密接な関連を有する公文書を1又は2以上の簿冊にまとめることにより行う。ただし、会計年度によることが適当でないものは、暦年ごとにまとめることができる。

(2) 前号の規定にかかわらず、主任（文書管理責任者が文書主管課長と協議の上指定した係にあつては、当該係の副主任。以下同じ。）が必要と認めるときは、複数の会計年度（前号ただし書の規定により暦年によりまとめる場合は、複数の暦年）の公文書を1つの簿冊にまとめることができる。

(3) 文書管理システムを使用して簿冊にまとめることを原則とする。ただし、当該簿冊にまとめることが適当でない電磁的記録については、適切な保管用品を用いて簿冊にまとめることができる。

(4) 前号の規定にかかわらず、紙文書、図面等にあつては、バインダー、フォルダーその他適切な保管用品を用いることができる。

(5) 簿冊には、名称、保存期間、保存期間の満了する日その他必要な事項を表示する。

(文書分類基準表)

第32条 文書管理責任者は、総務局総務課長が定める簿冊等を分類する基準表に、分類を追加し、修正し、又は削除すべき事項があると認めたときは、速やかに総務局総務課長に協議しなければならない。

(簿冊等が完結した日)

第33条 規則第9条第1項の簿冊等が完結した日は、単独で管理する公文書にあつては当該公文書に係る事案の処理が完了した日（以下「処理完了日」という。）とし、簿冊にあつては当該簿冊にまとめるべき公文書がまとめられた場合における当該公文書の処理完了日のうち最も遅い日とする。

2 前項に規定する公文書の処理完了日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公示令達に関する公文書 当該公文書が公告され、又は通知され、若しくは通達された日
- (2) 契約に関する公文書 当該契約の目的が達成された日
- (3) 争訟に関する公文書 当該事件が完結した日
- (4) 帳簿類 当該帳簿類閉鎖の日。ただし、加除式の帳簿類から除冊されたものにあつては、当該帳簿類から除冊された日
- (5) 出納に関する公文書 当該出納のあった日
- (6) 電磁的記録を原本とし、かつ、随時又は定期的に更新しながら利用することを目的として作成された公文書 当該電磁的記録の更新が不要となった日
- (7) その他の公文書 当該公文書に基づき当該事案の処理が完了した日

3 出納整理期間中に処理が完了した前年度予算に係る公文書にあつては、前項の規定にかかわらず、同年度の末日を処理完了日とする。

(簿冊にまとめられていない公文書の保管)

第34条 簿冊にまとめられていない公文書（単独で管理する公文書を除く。）は、主任が指定する事務室内の場所に保管しなければならない。

2 副主任は、前項の簿冊にまとめられていない公文書のうち自らの所管事務に係るものを適正に管理するよう努めるものとする。

(簿冊等の保管)

第35条 主任は、文書管理責任者の指示に従い、前年度又は現年度に完結した簿冊等及び完結していない簿冊等を事務室内の書棚等の適切な保管器具に収納して保管し、常に紛失、盗難等が生じないよう必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、電磁的記録である簿冊等にあつては、主任は、文書管理責任者の指示に従い、その内容に応じた適切な場所に保管し、毀損、滅失、改ざん、漏えい等が生じないよう必要な措置を講じなければならない。

(簿冊等の引継ぎ)

第36条 規則第12条第1項本文の規定による簿冊等の引継ぎは、当該簿冊等の完結した日の属する年度の翌々年度の末日までに、保存期間の満了する日の属する年度が同一の簿冊等ごとに区分して総務局総務課長が指定する文書保存箱に収納して行うものとする。

2 前項の規定は、規則第12条第2項の規定による簿冊等の引継ぎにこれを準用する。この場合において、前項中「完結した日の属する年度の翌々年度の末日までに」とあるのは、「引継ぎをしようとする年度においてその都度」と読み替えるものとする。

(文書主管課長の審査)

第37条 文書主管課長は、前条の規定により簿冊等の引継ぎを受ける場合は、編さん及び成冊の適否について審査し、不適当なものがあるときは、主務の主任に対し、その修正又は補完を命じなければならない。

(文書主管課長の整理)

第38条 文書主管課長は、前条の審査の結果適当と認めるものを文書庫に収蔵し、いつでも閲覧に応じ、又は貸出しを行うことができるように整理しておかなければならない。

(保存簿冊等の閲覧又は貸出し)

第39条 文書主管課長が保存する簿冊等（以下この条において「保存簿冊等」という。）を閲覧し、又は貸出しを受けようとする場合は、文書主管課長に申し出なければならない。

2 保存簿冊等の貸出期間は、14日以内とする。ただし、これにより難い事情があると認められるときは、その都度、文書主管課長が定める期間とする。

3 文書主管課長は、保存簿冊等の適正な管理を行う上で支障があると認めるときは、その閲覧若しくは貸出しを拒否し、又は期間内においても返還させることができる。

4 閲覧し、又は貸出しを受けた保存簿冊等を紛失し、又は汚損したときは、速やかに文書主管課長に届け出なければならない。

(文書庫の管理)

第40条 文書庫は、文書主管課長が管理し、清潔整頓を維持しなければならない。

2 文書庫内においては、火気を厳禁し、非常災害に対する処置を講じておかななければならない。

(文書管理責任者による簿冊等の保存)

第41条 規則第12条第1項ただし書の規定により文書管理責任者が保存する簿冊等については、文書主管課長が保存する簿冊等の例に準じ、適正に管理しなければならない。

(公文書目録の作成)

第42条 規則第13条第1項の規定による公文書目録の作成は、文書管理システムに簿冊等の情報を登録することにより行わなければならない。ただし、文書管理責任者が必要と認めた場合には、これ以外の方法により公文書目録を作成することができる。

(簿冊等の移管)

第43条 規則第15条第1項の規定による保存期間を満了した簿冊等の公文書館への移管は、保存期間の満了した日の属する年度の翌年度の9月末日までに行われなければならない。

(簿冊等の廃棄)

第44条 文書主管課長又は文書管理責任者は、規則第15条第1項の規定により保存期間を満了した簿冊等を廃棄する場合は、必要に応じ、次に掲げる方法による措置（紙の簿冊等を廃棄する場合には、裁断等の適切な措置）を講じなければならない。

- (1) 記録を消去し、記録が読み込めない状態にすること。
- (2) 電磁的記録が保存されたハードディスクその他の媒体を裁断し、粉碎するなど、その記録が読み込めない状態にすること。

第6章 補則

(非常持出の表示)

第45条 非常の場合に持出しを要する簿冊等は、「非常持出」の赤表示をしなければならない。

(事務概況報告)

第46条 課長は、前年度中における事務の概況に関し、次に掲げる事項を事務概況報告書（第11号様式）に記載の上、別に定めるところによりこれを総務局総務課長に提出するものとする。

- (1) 儀礼に関する事項
- (2) 主要な会議及び行事に関する事項
- (3) 主要な事務事業の実績に関する事項
- (4) その他特に報告を要すると認められる事項

(委任)

第47条 この訓令の実施に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

[昭和年次において当初より制定附則は省略]

附 則 (昭和24年訓令第42号) ～ **附 則** (平成21年訓令第2号)

省略

附 則 (平成22年訓令第4号抄)

- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年訓令第1号)

- 1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 札幌市職員の人事評価に関する規程 (平成8年訓令第3号) の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成25年訓令第5号)

この訓令は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年訓令第5号抄)

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年訓令第2号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条、第12条及び第18条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年訓令第6号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年訓令第7号)

この訓令は、令和3年7月20日から施行する。

附 則 (令和4年訓令第3号)

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際次の表の左欄に掲げる職にある職員及び部、課又は係に勤務する職員は、別に発令されないときは、それぞれ同表の右欄に掲げる職又は部、課若しくは係に発令されたものとする。

左 欄				右 欄			
局	部	課	係	局	部	課	係
危機管理対策室	危機管理対策部	危機管理対策課	統括係長	危機管理局	危機管理部	危機管理課	統括係長
危機管理対策室	危機管理対策部	危機管理対策課	統括係	危機管理局	危機管理部	危機管理課	統括係
危機管理対策室	危機管理対策部	危機管理対策課	訓練・研修担当係長	危機管理局	危機管理部	危機管理課	災害対策担当係長
危機管理対策室	危機管理対策部	危機管理対策課	危機管理対策課防災推進担当係長	危機管理局	危機管理部	危機管理課	危機管理課防災推進担当係長
危機管理対策室	危機管理対策部	危機管理対策課	地域防災担当係長	危機管理局	危機管理部	危機管理課	地域防災担当係長
危機管理対策室	危機管理対策部	危機管理対策課	危機管理対策課計画・原子力災害対策担当係長	危機管理局	危機管理部	危機管理課	危機管理課計画・原子力災害対策担当係長
危機管理対策室	危機管理対策部	危機管理対策課	防災計画担当係長	危機管理局	危機管理部	危機管理課	防災計画担当係長
危機管理対策室	危機管理対策部	危機管理対策課		危機管理局	危機管理部	危機管理課	
危機管理対策室	危機管理対策部	危機管理対策課	感染症対策担当係長	危機管理局	危機管理部	危機管理課	感染症対策担当係長
危機管理対策室	危機管理対策部	危機管理対策課	調整担当係長	危機管理局	危機管理部	危機管理課	調整担当係長
危機管理対策室	危機管理対策部	危機管理対策課	危機管理対策課感染症対策室・危機体創担当係長	危機管理局	危機管理部	危機管理課	危機管理対策課感染症対策室・危機体創担当係長
危機管理対策室	危機管理対策部	危機管理対策課	危機管理対策課感染症対策室・調整担当係長	危機管理局	危機管理部	危機管理課	危機管理対策課感染症対策室・調整担当係長
危機管理対策室	危機管理対策部	危機管理対策課	危機管理対策課感染症対策室・広報担当係長	危機管理局	危機管理部	危機管理課	危機管理対策課感染症対策室・広報担当係長
危機管理対策室	危機管理対策部	危機管理対策課	危機管理対策課感染症対策室・生活・経済担当係長	危機管理局	危機管理部	危機管理課	危機管理対策課感染症対策室・生活・経済担当係長
危機管理対策室	危機管理対策部	危機管理対策課	生活・経済担当係長	危機管理局	危機管理部	危機管理課	生活・経済担当係長
総務局	スマートシティ推進部			デジタル戦略推進局	スマートシティ推進部		
総務局	スマートシティ推進部	デジタル企画課	企画係長	デジタル戦略推進局	スマートシティ推進部	デジタル企画課	企画係長
総務局	スマートシティ推進部	デジタル企画課	企画係	デジタル戦略推進局	スマートシティ推進部	デジタル企画課	企画係
総務局	スマートシティ推進部	住民情報課		デジタル戦略推進局	スマートシティ推進部	住民情報課	
総務局	スマートシティ推進部	住民情報課	調整係長	デジタル戦略推進局	スマートシティ推進部	住民情報課	調整係長
総務局	スマートシティ推進部	住民情報課	調整係	デジタル戦略推進局	スマートシティ推進部	住民情報課	調整係
総務局	スマートシティ推進部	住民情報課	推進担当係長	デジタル戦略推進局	スマートシティ推進部	住民情報課	推進担当係長
総務局	スマートシティ推進部	住民情報課	証明係	デジタル戦略推進局	スマートシティ推進部	住民情報課	証明係
総務局	スマートシティ推進部	住民情報課	証明担当係長	デジタル戦略推進局	スマートシティ推進部	住民情報課	証明担当係長
総務局	スマートシティ推進部	住民情報課	交付担当係長	デジタル戦略推進局	スマートシティ推進部	住民情報課	交付担当係長
総務局	スマートシティ推進部	住民情報課	住民表示係長	デジタル戦略推進局	スマートシティ推進部	住民情報課	住民表示係長
総務局	スマートシティ推進部	住民情報課	住民表示係	デジタル戦略推進局	スマートシティ推進部	住民情報課	住民表示係
総務局	情報システム部			デジタル戦略推進局	情報システム部		
総務局	情報システム部	システム調整課		デジタル戦略推進局	情報システム部	システム調整課	
総務局	情報システム部	システム調整課	システム調整係	デジタル戦略推進局	情報システム部	システム調整課	システム調整係
総務局	情報システム部	システム調整課	セキュリティ情報化担当係長	デジタル戦略推進局	情報システム部	システム調整課	情報セキュリティ対策担当係長
総務局	情報システム部	システム調整課	内部システム担当係長	デジタル戦略推進局	情報システム部	システム調整課	内部システム担当係長
総務局	情報システム部	システム管理課		デジタル戦略推進局	情報システム部	システム管理課	
総務局	情報システム部	システム管理課	システム統括係長	デジタル戦略推進局	情報システム部	システム管理課	システム統括係長
総務局	情報システム部	システム管理課	システム統括係	デジタル戦略推進局	情報システム部	システム管理課	システム統括係
総務局	情報システム部	システム管理課	総合行政開発担当係長	デジタル戦略推進局	情報システム部	システム管理課	総合行政開発担当係長
総務局	情報システム部	システム管理課	基幹系システム担当係長	デジタル戦略推進局	情報システム部	システム管理課	基幹系システム担当係長
総務局	情報システム部	システム管理課	住民システム担当係長	デジタル戦略推進局	情報システム部	システム管理課	住民システム担当係長
スポーツ局	招致推進部	調整課	計画調整担当係長	スポーツ局	招致推進部	調整課	計画調整担当係長
スポーツ局	招致推進部	調整課	マーケティング担当係長	スポーツ局	招致推進部	調整課	プロジェクト担当係長
スポーツ局	招致推進部	調整課	渉外担当係長	スポーツ局	招致推進部	調整課	招致担当係長
保健福祉局	障がい保健福祉部	障がい福祉課	事業者指定担当係長	保健福祉局	障がい保健福祉部	障がい福祉課	指定指導担当係長
保健福祉局	障がい保健福祉部	障がい福祉課	指導担当係長	保健福祉局	障がい保健福祉部	障がい福祉課	指定指導担当係長
保健福祉局	障がい保健福祉部	障がい福祉課	がん対策担当係長	保健福祉局	障がい保健福祉部	障がい福祉課	健康対策係長
経済観光局	産業振興部	経済企画課	経済企画課	経済観光局	産業振興部	経済企画課	産業・経営支援係長
経済観光局	産業振興部	経済企画課	商業振興係長	経済観光局	産業振興部	経済企画課	商業・経営支援係長
経済観光局	産業振興部	経済企画課	商業振興係	経済観光局	産業振興部	経済企画課	商業・経営支援係
経済観光局	産業振興部	経済企画課	クリエイティブ産業担当係長	経済観光局	産業振興部	経済企画課	クリエイティブ産業担当係長
経済観光局	産業振興部	IT・イノベーション課		経済観光局	産業振興部	IT・イノベーション課	
経済観光局	産業振興部	IT・イノベーション課	立地促進係長	経済観光局	産業振興部	IT・イノベーション課	立地促進係長
経済観光局	産業振興部	IT・イノベーション課	立地促進係	経済観光局	産業振興部	IT・イノベーション課	立地促進係
経済観光局	産業振興部	IT・イノベーション課	IT産業担当係長	経済観光局	産業振興部	IT・イノベーション課	IT産業係長
経済観光局	産業振興部	IT・イノベーション課	スタートアップ推進担当係長	経済観光局	産業振興部	IT・イノベーション課	スタートアップ推進担当係長
経済観光局	産業振興部	IT・イノベーション課	係長 職	経済観光局	産業振興部	IT・イノベーション課	係長 職

経済観光局	産業振興部	国際経済戦略推進課	経済戦略推進課	推進係長	経済観光局	経済戦略推進部	産業立地・戦略推進課	国際ビジネス推進係長
経済観光局	産業振興部	国際経済戦略推進課	経済戦略推進課	推進係	経済観光局	経済戦略推進部	産業立地・戦略推進課	国際ビジネス推進係
経済観光局	産業振興部	国際経済戦略推進課	経済戦略推進課	主査	経済観光局	経済戦略推進部	産業立地・戦略推進課	主査
経済観光局	産業振興部	国際経済戦略推進課	経済戦略推進課	食産業振興担当係長	経済観光局	産業振興部	地域産業振興課	食産業振興担当係長
経済観光局	産業振興部	国際経済戦略推進課	経済戦略推進課	流通担当係長	経済観光局	経済戦略推進部	産業立地・戦略推進課	流通担当係長
経済観光局	産業振興部	国際経済戦略推進課	経済戦略推進課	係長	経済観光局	経済戦略推進部	産業立地・戦略推進課	係長
経済観光局	産業振興部	国際経済戦略推進課	経済戦略推進課	ものづくり産業係	経済観光局	産業振興部	地域産業振興課	ものづくり産業係
経済観光局	産業振興部	国際経済戦略推進課	経済戦略推進課	健康医療バイオ産業担当係	経済観光局	経済戦略推進部	イノベーション推進課	健康医療バイオ産業担当係
経済観光局	雇用推進部	雇用推進課	雇用推進係	雇用推進係	経済観光局	産業振興部	雇用労働課	雇用労働係
経済観光局	雇用推進部	雇用推進課	雇用推進課	人材育成担当係長	経済観光局	産業振興部	雇用労働課	人材育成担当係長
経済観光局	雇用推進部	部長職			経済観光局	産業振興部	部長職	
下水道河川局	事業推進部	施設保全課施設担当係			下水道河川局	事業推進部	施設保全課工事担当係	
下水道河川局	事業推進部	施設保全課	設計係	係長	下水道河川局	事業推進部	施設保全課	工事調整係長
下水道河川局	事業推進部	施設保全課	設計係	係	下水道河川局	事業推進部	施設保全課	工事調整係
都市	都市街地整備部	区画整理事業課	区画整理管理係	係長	都市	都市街地整備部	総務課	管理担当係長
都市	都市街地整備部	区画整理事業課	清算審査担当係長		都市	都市街地整備部	総務課	調整担当係長

附 則（令和 5 年訓令第 1 号）

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年訓令第 1 号）

この訓令は、令和 6 年 1 月 4 日から施行する。

附 則（令和 7 年訓令第 6 号）

この訓令は、令和 7 年 7 月 2 日から施行する。

附 則（令和 7 年訓令第 9 号）

この訓令は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

第 1 号様式

[illegible]

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

第2号様式

所管局 局 部	寄附受 理番号	寄 附 年月日	寄附者		寄 附 内 容			寄附目的 及び寄附 金品の活 用場所等	寄附者に対する措置			備考
			氏名	住所	金品名	数量	金 額 (参考 金額)		感謝状 贈呈の 有無	褒章上 申該当	記念品 贈呈の 有無	

局 部												

(横長に用いる。)

第3号様式

寄 附 受 理 簿

受 理 番 号	受 理 月 日	寄附者住所・氏名	寄 附				表 彰		備考
			件名又は 品 名	数量	金額	参考 価格	有	無	

(横長に用いる。)

第4号様式

特 殊 文 書 収 配 簿

番 号	収受月日	種 別	摘 要	金 品 の 種 類 及び金額(円)	差出人	宛 先
	配付月日					配付先課名（受領者名）
	・	書留、簡易 金品、裁判		現金 為替 切手		
	・					
	・	書留、簡易 金品、裁判		現金 為替 切手		
	・					
	・	書留、簡易 金品、裁判		現金 為替 切手		
	・					
	・	書留、簡易 金品、裁判		現金 為替 切手		
	・					
	・	書留、簡易 金品、裁判		現金 為替 切手		
	・					
	・	書留、簡易 金品、裁判		現金 為替 切手		
	・					
	・	書留、簡易 金品、裁判		現金 為替 切手		
	・					
	・	書留、簡易 金品、裁判		現金 為替 切手		
	・					
	・	書留、簡易 金品、裁判		現金 為替 切手		
	・					
	・	書留、簡易 金品、裁判		現金 為替 切手		
	・					
	・	書留、簡易 金品、裁判		現金 為替 切手		
	・					
	・	書留、簡易 金品、裁判		現金 為替 切手		
	・					
	・	書留、簡易 金品、裁判		現金 為替 切手		
	・					

第5号様式から第6号の2様式まで 削除

第7号様式

令 達 番 号 簿

番 号	発 付 月 日	件 名	担当課・氏 名
第 号			
第 号			

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

第8号様式 削除

第9号様式 削除

第10号様式 削除

第11号様式

年 度 事 務 概 況 報 告 書

課名

報告事項 ()				
年 月 日	事 項	説 明	経 費	備 考

備考 1 報告事項ごとに別紙とすること。

2 この様式により難い場合は、この様式に準じた別の様式を用いることができる。